

大通地区再生検討支援及び南一条まちづくり事業整備効果等 検討業務 委託候補者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、「大通地区再生検討支援及び南一条まちづくり事業整備効果等検討業務」の委託候補者を決定するための手続きに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 プロポーザル方式による委託候補者の選定のため、「大通地区再生検討支援及び南一条まちづくり事業整備効果等検討業務に係るプロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(選定委員会の職務)

第3条 選定委員会は、プロポーザル方式により、最も優れた企画提案者を選定することを職務とする。

(選定委員会の委員)

第4条 選定委員会の委員は、一次審査の前に別途定めることとする。

2 委員の任期は、本業務に係る企画提案を審査し、最も優れた企画提案者を選定するまでとする。

(選定委員会の委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、都心まちづくり推進室長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(選定委員会の開催)

第6条 選定委員会は、必要のつど委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(選定委員の守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(業務の委託)

第8条 業務の委託は、原則として、選定委員会が選定した最も優れた企画提案者に対して行うこととし、その手続きについては札幌市契約規則による。

(事務局)

第9条 選定委員会の事務を処理するため、市民まちづくり局都市計画部都心まちづくり推進室都心まちづくり課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要領の実施について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成26年5月23日から施行する。